

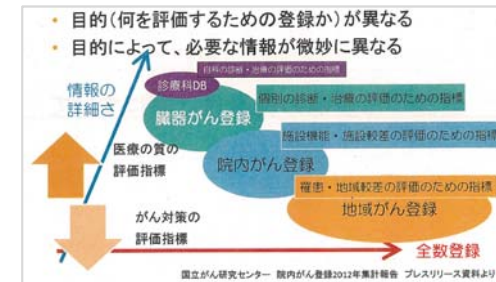
# がん登録等の推進に関する 法律に基づくがん登録の実 務について

2015年2月5日

---

大阪府立成人病センター がん予防情報センター  
企画調査課長(兼消化器外科副部長) 宮代 勲

# 全国がん登録



- 2013年12月 がん登録等の推進に関する法律成立
- 2016年1月 全国がん登録開始予定

	地域がん登録	2016年移行 全国がん登録	院内がん登録
誰が	各都道府県が	国が都道府県と共に	病院が
誰の	自県住民に発生した	日本住民に発生した	自施設を受診したがん患者の
	全部位、全がん種の		
何を分析する	罹患率、生存率	診療数、生存率	
	の実態、推移を		

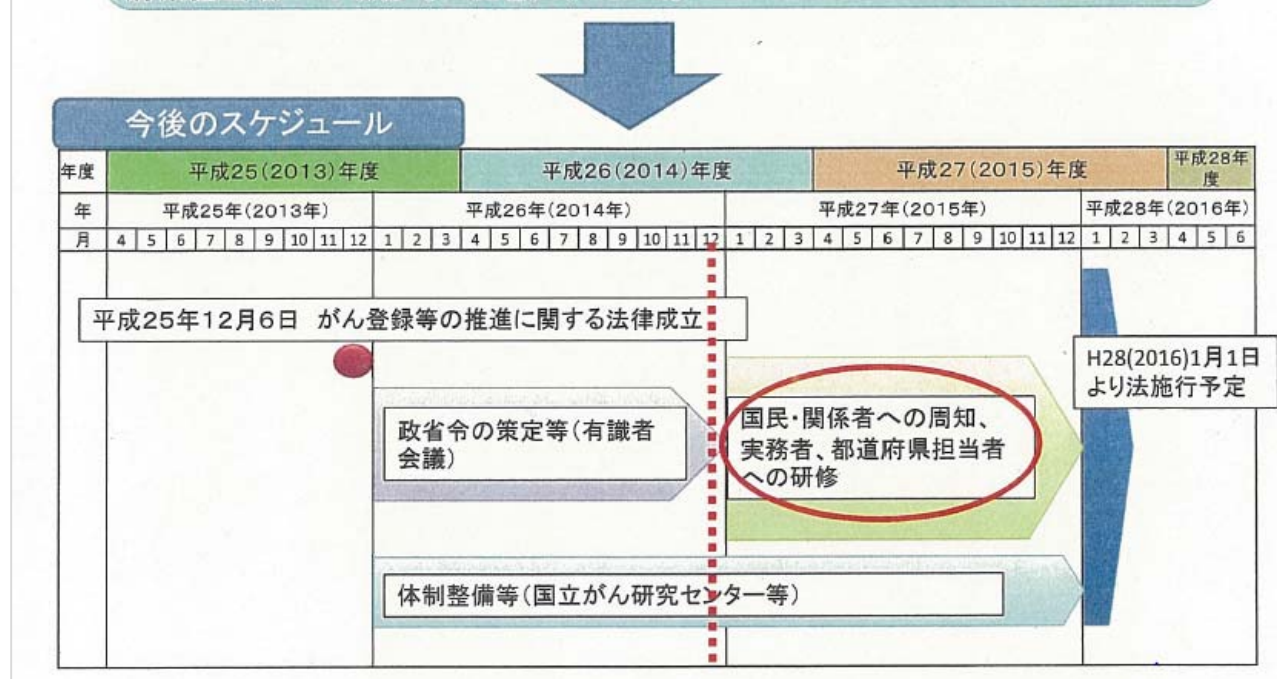
国立がん研究センター 院内がん登録2012年集計報告 プレスリリース資料を一部改変

厚生科学審議会第4回がん登録部会資料 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069342.html>) より

大阪府がん対策推進委員会がん登録等部会(平成26年度第1回; 2015年2月5日)

# がん登録推進法施行に向けて

- 平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律が成立。
- 今後は、平成26年は主に政省令の策定等や国立がん研究センター等における体制整備、平成27年は主に国民・関係者への周知、がん登録実務者、都道府県担当者への研修等に力を入れていく。



厚生科学審議会第4回がん登録部会資料(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069342.html>)より

# 全国がん登録届出マニュアル



第一章:届出の対象と方法 病院または指定された診療所の管理者が、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき、一定の期間内に、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられている(第六条)。一定の期間内に届出されない場合、都道府県知事による届出の勧告等が施行されることがある(第七条)	届出の必要な病院等	すべての病院と指定された診療所。(第六条第2項) 指定された診療所とは、当該都道府県知事が、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所として指定した診療所。
	届出の時期	当該病院等が、当該がんに関して計画した診断、治療等の初回の診療行為が終了したとき、速やかに届け出る。院内がん登録情報の一部を全国がん登録にまとめて届け出の場合は、当該がんの診断年の翌年9月末までの届出に協力する。
	届出の方法	①第四十四条第1項に基づき、厚生労働大臣が定める指針に即した院内がん登録を行っている病院は、当該診断年情報を1年分まとめて届け出ることができる。 ②指定の届出様式(全国がん登録届出票)による届出。
第三章:死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出について	遡り調査	厚生労働大臣から通知を受けた都道府県知事は、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所に対し、当該がんに関する届出を求めることができる。(第十六条)

厚生科学審議会第4回がん登録部会資料(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000069342.html>)より作成

# 大阪府がん登録の届出時期(案)

	変更案	現行
都道府県・地域がん 診療連携拠点病院	①院内がん登録全国集計提出後 データを診断年単位でまとめて届出. ②2012年末までの診断例について, 提出期限を2015年9月末日とする.	随時受付だが, 報告書である 「大阪府のがん 登録」に反映さ れるのは, 診断 年の翌々年3月 までの届出分.
大阪府がん診療拠点 病院 (院内がん登録全国 集計提出あり)		
大阪府がん診療拠点 病院 (院内がん登録全国 集計提出なし)	①2012年末までの診断例について, 提出期限を2015年9月末日とする. ②2013年から2015年末までの診断 例について, 提出期限を2016年9月 末日とする.	
その他の医療機関		